

令和5年第2回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その3）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 1 号 孤独・孤立社会対策調査特別委員会の設置等について……	3
議員提出議案第 1 2 号 新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会の設置等について……………	4
議員提出議案第 1 3 号 人口減少対策調査特別委員会の設置等について……………	5

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- 議員提出議案第11号 孤独・孤立社会対策調査特別委員会の設置等について
- 議員提出議案第12号 新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会の設置等について
- 議員提出議案第13号 人口減少対策調査特別委員会の設置等について

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により、本市議会に特別委員会を設置等するために、本議案を提案するものである。

孤独・孤立社会対策調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、孤独・孤立社会対策調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、コロナ禍で、自殺、孤独死、引きこもり、ヤングケアラー、不登校等の孤独・孤立にまつわる課題が一層深刻になっていることから、地域、学校等における孤独・孤立や、産前産後、幼少期、就学期、若者から高齢者に至る人生の各ステージにおける孤独・孤立を解消し、市民の心豊かな社会を実現するための総合的な対策について調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、気候変動や緊迫する国際情勢の中で、大規模な自然災害や、食糧、エネルギーなどの安全保障上の問題も含め、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生していることから、市民の生命と安全を守る基礎自治体として何をなすべきか、調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

人口減少対策調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、人口減少対策調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、こども家庭庁の発足を受け、持続可能な自治体運営の最大の脅威と言える人口減少問題に立ち向かうべく、人口誘導に資する子育て支援、産業振興、まちづくりとそれらの効果的な情報発信、ICTやAIの活用について調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

令和5年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その3)

令和5年5月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-23-0021

